

BCP地震補償保険(ステップアッププラン)のご案内

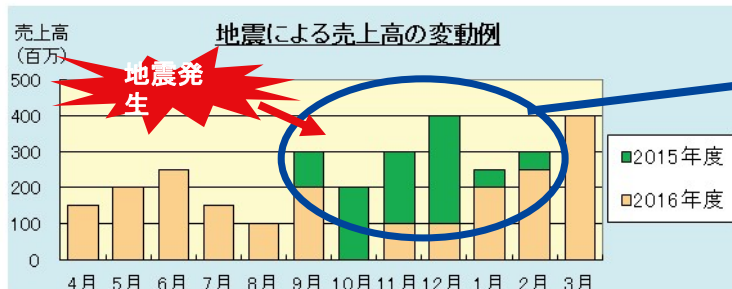
BCP(事業継続計画)地震補償保険は大地震発生時に経営を守る保険です。

Point.1 地震による利益損失を補償

お支払い対象となる地震が発生した場合に、

①利益の減少損害 ②事業継続に必要な特別費用 に対して、保険金をお支払いします。

例えばこのような時...



地震の影響で自社施設の損壊、サプライチェーンの寸断により売上高が前年度の実績に対して減少。それに伴い、利益も減少。

＜企業の不安＞

本業の復旧に時間がかかり、経営の圧迫や取引先から淘汰されてしまう。最悪、倒産にも至るかもしれない...

そこで!!

特定地震が発生し、次の事由により営業が休止または阻害されたために生じる損失に対して保険金をお支払いします。

自社施設の損壊による営業停止

取引先の罹(り)災による営業停止

電気・水道・ガス・通信等のインフラ停止

交通の遮断による流通停止

等

＜お客さまの損失＞

・喪失利益
・収益減少防止費用
・営業継続費用

Point.2 お支払い対象となる地震

契約時に指定した「震度観測点(注1)」において、「震度6弱以上(注2)」の地震が発生した場合に保険金をお支払いします。

注1 震度観測点 : ご契約時に地震発生時に震度を観測する地点の名称(震度観測点名称)と観測点所在地をご指定いただきます。

注2 震度6弱以上: 観測点における震度計にて震度6弱以上が観測される地震の発生がお支払い要件となります。

＜最近の震度6弱以上の地震＞

発生日時	地震	最大震度	家屋全壊(棟)	家屋半壊(棟)	家屋一部損(棟)
2016年4月14日	熊本地震	7	8,668	34,720	162,562
2018年6月21日	鳥取県中部地震	6 弱	18	312	15,095
2018年6月18日	大阪府北部地震	6 弱	18	517	57,787
2018年9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	7	415	1,346	8,507

* 出典: 平成30年版 消防白書

Point.3 迅速なサポート「保険金の仮払い」

お支払い対象となる地震が発生した場合、保険金請求の手続きをした日から30日以内に以下の金額を「仮払い(※)」します。

- ① 震度6弱または6強の場合...ご契約金額の30%
- ② 震度7の場合...ご契約金額の100%

(※) 実際に保険金をお支払いする損失の額が仮払金よりも少ない場合は、その差額を返還していただきます。

その際、差額分の保険料はご返金させていただきます。

＜目的＞事業継続支援機能

- ・地震発生の場合、急な出費と売上減少から、短期的にはキャッシュフローの悪化を招くことが予想されます。
 - ・この保険は、お支払い対象となる地震が発生した場合地震発生後保険金請求の手続きをした日から30日以内に、損害の程度にかかわらず、保険金を仮払いします。
 - ・このしくみにより、保険金を当座の運転資金としてご活用いただけますので、キャッシュフローの悪化を防ぎ、事業の継続が可能となります。
- (注) なお、てん補期間終了後1か月以内に地震による損失が発生したことを証明する資料を提出していただきます。

さらに、BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)を策定することで、事業再開までの期間の短縮も期待できます。

<BCP事業継続計画ガイドの抜粋>

	BCP導入なし企業	BCP導入済み企業
想定	小規模食料品スーパー(従業員3名+パート店員5名)。平日早朝、大規模地震。	
当日	建物は無事だが、棚が倒れ商品が散乱。 ●店主自宅半壊、家族と避難所生活。 ●従業員等、安否確認できず。	●棚を固定済み、商品の散乱は小規模。 ●店主の自宅は、耐震補強済みで無事。 ●従業員等、スーパーに安否の張り紙。
数日間	●店内整理手付かず。停電で生鮮品腐敗。 ●従業員等とは、電話連絡のみ。	●翌日、ボランティアの助け、店内整理。 在庫食料品を避難所に運び、無料提供。 ●1週間は物流ストップ。駐車場にテントを張り、緊急物資の配給拠点に提供。 ●1週間後、電気が通じ自宅に戻った住民を相手に仮営業を開始。
数ヶ月間	●1か月後、金融機関借入で自宅修理。 ●スーパー営業再開の目処が立たず。 ●従業員・パート店員、一時解雇。	●手持ち資金で、従業員等の月給支払い。 ●設備修理と商品仕入の資金借入れ。 ●1か月後、本格営業開始。

* 出典: 中小企業BCP事業継続計画ガイド

* 詳しくは、中小企業庁のホームページ(<https://www.chusho.meti.go.jp/>)に掲載の中小企業BCP事業継続計画ガイドをご覧ください。

契約内容について

- ・保険期間 : 5年間(保険料の払込方法: 長期年払)
- ・保険金お支払い対象期間: 保険金のお支払要件に該当する地震発生の日から収益復旧日まで(ただし、12か月が限度となります。)

ご加入口数の設定方法

保険金額は1口あたり100万円となります。

保険金額 = **100万円** × **ご加入口数**

・ご契約金額(保険金額)が年間の営業収益(売上または生産高)に利益率(※)を乗じた額の20%以下となるように口数をご設定ください。

(※) 利益率とは、営業利益に固定費を加えた額の年間営業収益に対する割合をいいます。

★この保険は地震等により生じた物的損害を補償する保険ではありません。

- 「BCP地震補償保険(ステップアッププラン)」は、「火災保険普通保険約款(利益保険・営業継続費用保険用)」に「利益保険特約」「特定地震危険のみ補償特約」「震度計方式への変更追加特約(ステップアッププラン用)」「保険料長期年払特約」をセットした商品のペットネームです。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「普通保険約款・特約」をご覧ください。
- ご契約者以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方など)にも、このチラシに記載された内容をお伝えください。
- 保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。
- 保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金のお支払いが確定した場合、この保険は保険金をお支払いする原因となった地震の発生したときに終了します。
- ご契約後、契約内容に変更が発生する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

■共同保険に関するご説明

本保険契約は損保ジャパン単独でのお引受けとなります。複数の保険会社による共同保険契約は締結できませんのでご注意ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社NEXT LINK

〒500-8364 岐阜県岐阜市本荘中ノ町1-1
TEL: 058-275-3558 FAX: 058-275-3556

SJNK18-50350 2019.3.29 504400-0202